

第104期 報告書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

● 第104回定時株主総会招集ご通知添付書類

目次	事業報告	2
	連結貸借対照表	25
	連結損益計算書	26
	連結株主資本等変動計算書	27
	貸借対照表	28
	損益計算書	29
	株主資本等変動計算書	30
	連結計算書類に係る会計監査報告	31
	計算書類に係る会計監査報告	32
	監査役会の監査報告	33
	株式に関するご案内	34
	株主メモ	

※ 「会社の支配に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.cgco.co.jp/ir/stockinfo/generalmeeting.html>）に掲載しております。

■ 企業集団の現況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き輸出の増加等を背景に企業収益の改善が進んでおり、雇用環境の改善基調が続く中、個人消費にも持ち直しの動きが見られるなど、景気は全体として緩やかな回復基調で推移しました。

一方、世界経済は、米国では企業収益の改善や良好な雇用環境を背景に景気回復が続いているものの、米中の貿易摩擦など保護貿易主義的な政策、中国の財政・金融政策の引き締めや環境規制の強化による景気減速の懸念、世界的な地政学的リスクの高まりなどにより、先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済環境の下、当社グループは積極的な販売活動を展開いたしました。当期の売上高は227,810百万円と前期比0.5%の減少となりました。

損益面につきましては、経営全般にわたる業務の効率化・合理化施策を推進してまいりましたが、経常利益は前期比8,763百万円減少の6,327百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比7,722百万円減少の2,980百万円となりました。

以下、事業別に概況をご報告いたします。

● ガラス事業

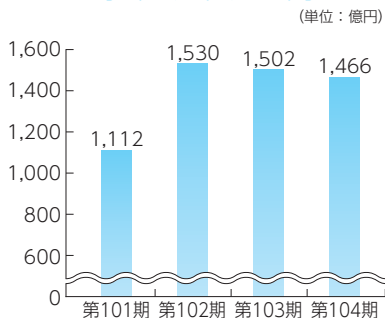
建築用ガラスにつきましては、新設住宅着工戸数は前年と比較し減少しており、また、工期遅れ等の影響もあり、売上高は前期を下回りました。

自動車用ガラスにつきましては、国内は堅調に推移したものの、北米での販売の減速、一部顧客の在庫調整等の影響により、売上高は前期を下回りました。

電子材料用ガラスにつきましては、タッチパネル用関連製品を中心に、市場での緩やかな回復が見られたため、売上高は前期を上回りました。

以上、ガラス事業の売上高は146,613百万円（前期比2.4%減）となり、損益につきましては3,958百万円の営業損失（前期比5,738百万円の悪化）となりました。

ガラス事業 連結売上高



● 化成品事業

化学品につきましては、フルオロカーボン製品が低調に推移しましたが、弗酸等の需要が堅調に推移し、売上高は前期を上回りました。

ファインケミカルにつきましては、医薬品関連製品の出荷が低調に推移したものの、半導体用途の特殊ガス関連製品やリチウムイオン電池用電解液製品、及び農薬関連製品の出荷が増加し、売上高は前期を上回りました。

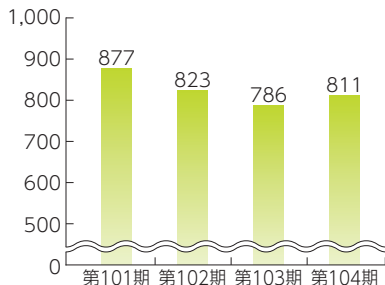
肥料につきましては、省力肥料の出荷が増加したため、売上高は前期を上回りました。

ガラス繊維につきましては、自動車及び電材分野を中心に出荷が堅調に推移し、売上高は前期並みとなりました。

以上、化成品事業の売上高は81,196百万円(前期比3.2%増)となり、損益につきましては9,998百万円の営業利益(前期比1,203百万円の減少)となりました。

化成品事業 連結売上高

(単位：億円)



② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、板ガラス製品製造設備、加工ガラス製品製造設備、化成品生産技術センター、肥料製品製造設備などを中心に設備投資を行い、合計で202億円の設備投資を実施いたしました。

■ 当連結会計年度中に完成した主要な設備

板ガラス製品製造設備	改修	(カーレックス ガラスアメリカ,LLC)
加工ガラス製品製造設備	拡充	(松阪工場)
加工ガラス製品製造設備	拡充	(カーレックス ガラスルクセンブルクS.A.)
化学品製造設備	拡充	(宇部工場)

■ 当連結会計年度継続中の主要な設備

加工ガラス製品製造設備	拡充	(松阪工場)
化成品生産技術センター	新設	(宇部工場)
肥料製品製造設備	新設	(セントラル化成)

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、借入金、社債及び自己資金により賄っております。

④ 重要な企業再編等の状況

該当ありません。

⑤ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内景気は雇用や企業収益の改善基調の継続が期待されるものの、為替の変動や米国と中国の政治並びに景気動向、世界的な地政学的リスクの高まりなど懸念材料が依然として残っており、当社グループを取り巻く環境は今後も予断を許さない状況が続くものと思われまます。

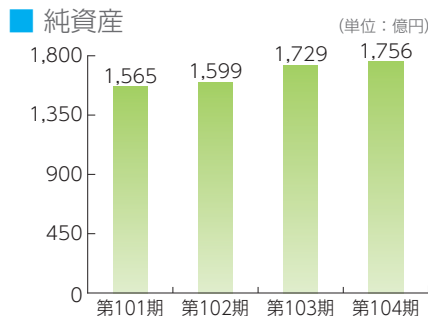
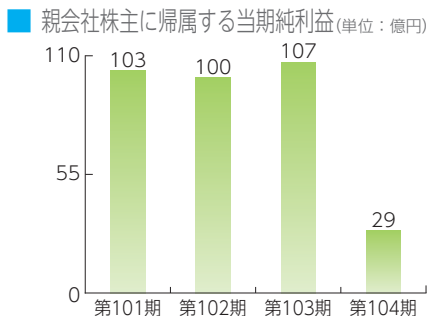
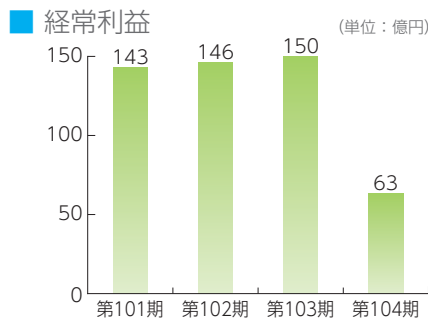
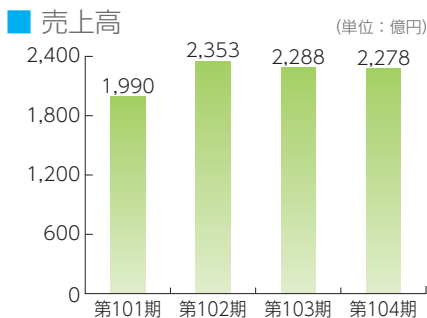
当社グループといたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進など経営全般にわたる効率化を進めるとともに、基幹事業における構造改革の推進、研究開発及び技術開発の強化、成長分野への経営資源の重点的な投入や海外展開の加速により、グループ企業力の強化に努めて参ります。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげる次第でございます。

⑥ 財産及び損益の状況

区分		第101期 (平成27年3月期)	第102期 (平成28年3月期)	第103期 (平成29年3月期)	第104期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高	(億円)	1,990	2,353	2,288	2,278
経常利益	(億円)	143	146	150	63
親会社株主に帰属する 当期純利益	(億円)	103	100	107	29
1株当たり当期純利益	(円)	248.42	242.00	261.02	73.45
純資産	(億円)	1,565	1,599	1,729	1,756
1株当たり純資産額	(円)	3,688.81	3,804.85	4,156.13	4,255.09
総資産	(億円)	2,834	2,789	3,149	3,178

※当社は、平成29年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、第101期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。



7 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
セントラル硝子販売(株)	百万円 200	% 100.0	建築、住宅用ガラスの加工、卸、販売、 施工
セントラル化成(株)	1,000	100.0	被覆肥料、塩安、化成肥料及びその関連 製品の製造、加工、販売
セントラル グラスファイバー(株)	375	100.0	ガラス長繊維、ガラス短繊維及びその関 連製品の製造、加工、販売
セントラル・ サンゴバン(株)	301	65.0	自動車用ガラス及びその他ガラス製品 の購入、販売、輸出入
(株)東商セントラル	341	100.0	各種物資の販売、保険代理業
セントラル硝子 プラントサービス(株)	20	100.0	木箱、パレットなどの製造・販売、板ガ ラスの切断、二次加工、工場施設の保 全、装置の製作・修理
宇部商事(株)	30	100.0	各種物資の販売、保険代理業、貨物運送 業、包装荷役
カーレックス ガラス アメリカ, LLC	36,453 千米ドル	100.0	フロートガラスの製造及び自動車用ガ ラスの製造、販売
カーレックス ガラス ルクセンブルク S.A.	16,110 千ユーロ	100.0	自動車用ガラスの製造、販売
ジェイセル(株)	11,500 百万ウォン	65.0	リチウムイオン二次電池用電解液の製 造、販売、及び技術サービスの提供
基佳電子材料 股份有限公司	50,000 千新台幣ドル	71.5	情報・電子産業用特殊ガスの販売
ノースウェスタン インダストリーズ, Inc.	1,000 千米ドル	100.0	建築用加工ガラスの製造、販売
浙江中硝康鵬 化学有限公司	115,092 千元	60.0	リチウムイオン二次電池用電解液及び フッ素ケミカルの製造、販売
台湾信徳玻璃 股份有限公司	195,520 千新台幣ドル	100.0	電子材料用加工ガラスの製造、販売

(注)1.重要な子会社は、主に総資産の基準により選定しております。

2.宇部商事(株)は、平成30年4月1日付で(株)東商セントラルを吸収合併し、合併後の社名を(株)東商セントラルへ変更いたしました。

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当ありません。

⑧ 主要な事業内容

● ガラス事業

建築用ガラス

フロート板ガラス、型板ガラス、網入板ガラス、熱線反射ガラス、加工ガラス（強化ガラス、耐熱ガラス、合わせガラス、複層ガラス、防犯ガラス）、鏡、防曇鏡、装飾ガラス、スクリーンガラス

日本国内の建築、住宅産業向けを主として、スタンダードな製品から高機能、特殊用途まで、多様なガラス製品を提供しています。特に安全で安心な住環境と、環境負荷の軽減・省エネルギー化を主眼とした製品の拡充を進めています。



自動車用ガラス

赤外線カットガラス、紫外線カットガラス、アンテナ付ガラス、プライバシーガラス、モジュールガラス、遮音ガラス、熱線付きガラス、ヘッドアップディスプレイ用ガラス、各種安全ガラス

各国の主要な自動車メーカーに安全性、快適性、デザイン性が高く環境負荷低減に寄与する高品質で多様な製品を日米欧の自動車用ガラス生産拠点から提供しています。



電子材料用ガラス

薄板ガラス、化学強化ガラス、ガラスフリット・ペースト

主に、情報・電子産業で用いられる薄板ガラスやガラスフリット・ペースト等を提供しています。また鉛や重金属を含まない環境に優しい組成・製品の開発に注力しています。



● 化成品事業

化学品

フルオロカーボン製品、ポリ塩化アルミニウム、石膏、フッ化水素酸

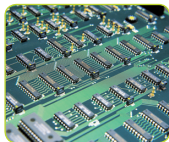
環境性能に優れた次世代フルオロカーボン製品をはじめ、各種産業の基礎材料となる無機・有機化学製品を提供しています。



ファインケミカル

医薬農薬原体・中間体、弗素系有機・無機ファイン製品、高純度ガス製品、電子材料、リチウムイオン電池電解液、弗素系有機・無機試薬

弗素化技術を核として研究開発型の事業を展開し、主に医薬農薬原体・中間体や半導体関連分野を中心に、高純度、高機能製品を提供しています。



肥料

被覆肥料、塩加燐安、NK化成、塩安、有機化成、微生物農薬・資材

省力・労力軽減・低コストに貢献する被覆肥料を中心に、主に水稻用肥料を提供しています。また、環境保全型農業に役立つ自然界の微生物を利用した微生物農薬・資材も提供しています。



ガラス繊維

長繊維、短繊維

長繊維（グラスファイバー）と短繊維（グラスウール）の両分野の製品を提供しています。自動車関連用途、電子材料用途等を中心として、特殊な素材・製品の展開に注力しています。



⑨ 主要な営業所及び工場

(1) 当 社

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	東 京 都	川 崎 工 場	神 奈 川 県
宇 部 工 場	山 口 県	化 学 研 究 所	埼 玉 県
松 阪 工 場	三 重 県	硝 子 研 究 所	三 重 県

(2) 子会社

名 称	所在地	名 称	所在地
セントラル硝子販売(株)	千 葉 県	カーレックス ガラス アメリカ, LLC	米 国
セントラル化成(株)	東 京 都	カーレックス ガラス ルクセンブルク S. A.	ルクセンブルク
セントラルグラスファイバー(株)	三 重 県	ジ ェ イ セ ル (株)	韓 国
セントラル・サンゴバン(株)	東 京 都	基佳電子材料股份有限公司	台 湾
(株)東商セントラル	東 京 都	ノースウェスタン インダストリーズ, Inc.	米 国
セントラル硝子 プラントサービス(株)	三 重 県	浙江中硝康鵬化学有限公司	中 国
宇 部 商 事 (株)	山 口 県	台湾信徳玻璃股份有限公司	台 湾

⑩ 従業員の状況

事業部門	従業員数
ガラス事業	5,156名
化成品事業	1,950名
合計	7,106名

⑪ 主要な借入先の状況

借入先	借入額
	億円
(株) みずほ銀行	156
(株) 三井住友銀行	142
シンジケートローン	55
農林中央金庫	50
三井住友信託銀行(株)	44
(株) 山口銀行	44

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をエージェントとする協調融資によるものであります。

⑫ その他企業集団の現況に関する重要な事項

・平成30年3月、当社と株式会社トクヤマとの共同事業会社（トクヤマ・セントラルソーダ株式会社）について、当社保有株式を株式会社トクヤマに譲渡し、共同事業会社の運営より撤退いたしました。

■ 会社の現況

① 株式の状況

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 171,903,980株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 42,975,995株 |
| (3) 株主数 | 10,815名 |
| (4) 大株主 | |

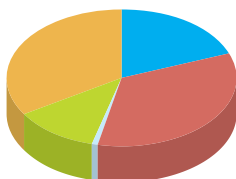
株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,036千株	5.03%
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株)	2,017	4.98
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	1,537	3.80
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,447	3.57
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,167	2.88
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	993	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	978	2.42
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	974	2.41
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED	898	2.22
日本マスタートラスト信託銀行(株)(退職給付信託口・山口銀行口)	860	2.12

(注) 1. 当社は、自己株式を2,471,798株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成29年10月1日付で実施した株式併合（5株を1株に併合）に伴い、発行可能株式数は696,040,020株、発行済株式総数は171,903,980株それぞれ減少しております。

● 所有者別状況



	持 株 数	持 株 比 率
■ 個人・その他	8,297千株	19.31%
■ 金融機関	14,678	34.15
■ 金融商品取引業者	331	0.77
■ その他の国内法人	5,186	12.07
■ 外国法人等	14,483	33.70

② 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役 会長		皿澤 修一
代表取締役 社長執行役員		清水 正
取締役 常務執行役員	化成品営業部、化成品事業企画部、化成品生産技術センター、化成品品質保証室、環境安全品質マネジメント部、宇部工場、川崎工場、環境安全推進委員会、製品安全対策委員会 担当	村田 茂輝
取締役 常務執行役員	硝子販売部、硝子企画部 担当	高山 聡
取締役 常務執行役員	化成品事業企画部、知的財産部、化学研究所、硝子研究所 担当	古俣 武夫
取締役 常務執行役員	ファインケミカル営業部、電子材料営業部、エネルギー材料営業部 担当	前田 一彦
取締役 常務執行役員	自動車機材部、硝子企画部、硝子生産技術センター、硝子品質保証室、松阪工場 担当	青木 重之
取締役 常務執行役員	人事部、経理部、情報システム部、購買部、財務報告リスク評価委員会 担当	岩崎 成俊
取締役		相澤 益男
取締役	[重要な兼職の状況] 一般財団法人化学研究評価機構 理事長	西出 徹雄
常勤監査役		大野 勝則
常勤監査役		西村 泰信
監査役	[重要な兼職の状況] 四国化成工業株式会社 監査役	井出 義男
監査役		岡田 照美
監査役		菊池 謙

- (注) 1. 取締役相澤益男氏及び取締役西出徹雄氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役井出義男氏、監査役岡田照美氏及び監査役菊池謙氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役相澤益男、取締役西出徹雄、監査役井出義男、監査役岡田照美及び監査役菊池謙の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

4. 退任取締役及び監査役

取締役	坂本 吉弘	平成29年6月29日退任
常勤監査役	神谷 正明	平成29年6月29日退任
監査役	中村 節男	平成29年6月29日退任

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び監査役全員との間で、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (3)	307百万円 (20)
監査役 (うち社外監査役)	7名 (4)	59百万円 (24)
合計	18名	366百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額3,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第92回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役は2名）、監査役は5名（うち社外監査役は3名）であります。上記取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、平成29年6月29日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び監査役2名（うち社外監査役1名）が含まれているためであります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合及び他の法人等の社外役員の場合）及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役西出徹雄氏の兼職先である一般財団法人化学研究評価機構は、当社との関係で記載すべき事項はありません。

社外監査役井出義男氏の兼職先である四国化成工業株式会社とは取引関係がありますが、その取引金額は平成29年度において当社売上原価の0.01%未満であります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 相澤益男

当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。

出席した取締役会においては、長年にわたる研究者、大学教授、学長及び科学技術分野における公的機関の有識者としての経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

社外取締役 西出徹雄

当事業年度の就任後に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。

出席した取締役会においては、長年にわたる行政官、大学教授及び業界団体の運営に携わった幅広い経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

社外監査役 井出義男

当事業年度に開催された取締役会12回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。

出席した取締役会及び監査役会においては、日清紡績株式会社（現日清紡ホールディングス株式会社）において長年にわたる業務、経営に携わってこられた経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

社外監査役 岡田照美

当事業年度に開催された取締役会12回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。

出席した取締役会及び監査役会においては、協和醸酵工業株式会社（現協和発酵キリン株式会社）等において長年にわたる業務、経営に携わってこられた経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

社外監査役 菊池 謙

当事業年度の就任後に開催された取締役会の9回中8回、監査役会の10回中9回に出席いたしました。

出席した取締役会及び監査役会においては、小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）等において長年にわたる業務、経営に携わってこられた経験、識見に基づき、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

③ 独立性及び選任理由

当社の社外取締役及び社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための機能と役割を担う役員であります。

社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準は、以下の基準に抵触しない方としております。

- (a) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (b) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (c) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント・会計専門家又は法律専門家
- (d) 当社の主要株主又は主要株主の業務執行者
- (e) 当社又はその子会社の業務執行者
- (f) 当社又はその子会社の非業務執行取締役（社外監査役の場合）

社外取締役 相澤益男

相澤益男氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、長年にわたる研究者、大学教授、学長及び科学技術分野における公的機関の有識者としての経験、識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、上記(a)~(f)の独立性の基準に抵触する方はございません。また、同氏は科学技術振興機構の顧問に就任されており、同機構は当社との間に取引関係がありますが、その取

引金額は平成29年度において当社売上原価の0.01%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

社外取締役 西出徹雄

西出徹雄氏は、社外取締役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、長年にわたる行政官、大学教授及び業界団体の運営に携わった幅広い経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、上記(a)~(f)の独立性の基準に抵触する方はございません。また、同氏は一般社団法人日本化学工業協会の職務に携わった経験があり、当社と同協会の間には取引関係がありますが、その取引金額は平成29年度において当社売上原価の0.01%未満であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。なお、同氏は相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外監査役 井出義男

井出義男氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、日清紡績株式会社（現日清紡ホールディングス株式会社）において長年にわたる業務・経営等に携わってこられた経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、上記(a)~(f)の独立性の基準に抵触する方はございません。また、同氏は日清紡績株式会社（現日清紡ホールディングス株式会社）の出身であり、同

社は当社株式を0.99%保有しており、当社は同社の株式を0.96%保有しておりますが、株式の割合を鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、同氏は独立性を有すると考えております。また、同氏は現在、当社の取引先又はその出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。なお、同社社外監査役に当社出身者である川上 洋氏が就任しております。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

社外監査役 岡田照美

岡田照美氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、協和醸酵工業株式会社（現協和発酵キリン株式会社）等において長年にわたる業務・経営に携わってこられた経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、上記(a)~(f)の独立性の基準に抵触する方はございません。また、同氏は現在、当社の取引先又はその出身者、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

社外監査役 菊池 謙

菊池 謙氏は、社外監査役として、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を備えた役員であり、取締役会の判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するための役割を担える方であり、且つ、小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）等において長年にわたる業務・経営に携わってこられた経験・識見を当社の経営に生かして頂ける方であるため選任いたしております。なお、現在及び過去において、同氏及びその近親者の方で、上記(a)~(f)の独立性の基準に抵触する方はございません。また、同氏は小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）の出身であり、当社と同社との間には取引関係がありますが、その取引金額は平成29年度において当社売上原価の0.01%未満であることから、当社の売上原価に鑑みると、特別の

利害関係を生じさせる重要性はなく同氏は独立性を有すると考えております。
なお、同氏は現在、相互就任の関係にある先の出身者、当社が寄付を行っている先又はその出身者ではございません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

③ 会計監査人の状況

(1) 名称 八重洲監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 (うち、非監査業務に係る報酬等の額)	58百万円 (1百万円)
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	62百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等に対する監査役会の同意理由
「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、監査役会は、会計監査人の報酬等の適正性に関し、会計監査人から提示された監査方針・監査計画の内容及び前期との比較、職務遂行状況、前期の報酬等との比較、経理部門との意見交換などに基づき、当社グループの監査環境及び内部統制システムに対するリスク評価等を踏まえた適切な体制及び計画のもとで会計監査を遂行するのにふさわしい報酬であると判断いたしましたので、会計監査報酬に同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役会は、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び執行役員の業務執行を監督する。

②コンプライアンス推進委員会を設置し、同委員会を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。当社の取締役会の意思決定の適法性、効率性、妥当性を高めるため、独立性のある社外取締役を選任する。

③内部通報窓口について、社内窓口のほか、社外（弁護士事務所）へも窓口を設置し、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化に資する。

④内部監査部門である監査部は、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行う。監査状況については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役にも適宜報告し、内部監査の実効性をより高める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役会、委員会等の各種会議体の議事録作成は、各会議体の規程で定めるとともに、その他重要な意思決定に関する文書の作成は、稟議規程で定める。文書の整理、保存及び廃棄については、情報の適切な管理を行うため、文書保存管理規程を制定する。

②取締役及び監査役は、これらの議事録及び重要文書をいつでも閲覧することができる。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①特に重要と認められるリスクに関しては、これに対応した各種委員会を設置し規程を制定する。各事業部門及び管理部門は、子会社を含めたそれぞれの部門に応じたリスクの管理を行う。

②新たなリスクが生じ若しくは生じ得る場合は、速やかに対応責任者となる執行役員を定める。また、当社の取締役会は、随時、委員会、担当執行役員から報告を受け、若しくはこれらに対し報告を求め、社会的責任を含めたリスクの把握に努め、必要な対応策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①執行役員制度を導入し、重要な経営事項の意思決定及び業務執行の監督機能並びに業務執行機能を分離して取締役会をスリム化するとともに、職務権限を分担し、業務機構、業務分掌及び職制を定めて、指揮命令系統を明確化し、意思決定が迅速且つ適切に実行される体制を整備する。

②経営会議は、役付執行役員及び取締役会で定めた担当を持つ執行役員で構成し、業務執行上重要な事項を審議・決議し、取締役会への上程議案を審議する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

①関係会社規程を定め、子会社の状況に応じた必要な管理を行う。

②関係会社規程に従い、各子会社に対する総括責任者として当社担当役員をそれぞれ定めるとともに、各子会社の業務について指導、監督する当社管理部署をそれぞれ定めて、各管理部署は子会社の業務状況について適宜総括責任者に報告、協議するものとする。

③関係会社規程に従い、子会社は重要な経営事項の意思決定にあたっては当社に承認を得るとともに、必要に応じて、決算、業務内容を当社重要会議に報告するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役に事務局を置き、監査役を補助すべき使用人として、監査役スタッフがこれにあたり、必要な人員を配置する。また、内部監査、経理、総務、法務部門も監査役を補助する。

(7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役は、監査役スタッフの取締役及び執行役員からの独立性の確保に留意し、必要であると認めたときは、取締役及び執行役員との間で協議の機会を持たなければならないこととする。

②監査役を補助すべき使用人の人事異動、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、監査役の職務を補助すべき使用人の体制の強化に努めるものとする。
- ②補助使用人に関して、監査役監査の実効性を妨げる特段の事情が認められる場合には、監査役は、代表取締役等又は取締役会に対して必要な要請を行うこととする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制・子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が監査役に報告するための体制

- ①監査役は、取締役及び執行役員等が業務の執行状況を報告する取締役会に出席しその報告を聞くほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、重要な会議又は委員会に出席するとともに、出席しない場合には、付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。
- ②取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに報告しなければならない。
- ③取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等は、監査役から調査、報告若しくは説明を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

(10) 監査役に報告した取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告した取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者等が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けてはならない。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役、内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持つ等の方法により、適宜意見交換を行う。
- ②監査役は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について会社に請求することができる。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「企業理念」を掲げ、この「企業理念」の下、当社の利害関係者に対して、誠実な企業活動を行うための行動規範として「行動規範」を制定し、当社及び当社の子会社を含めて全社的に規範の実践を推進している。

取締役会は、10名の取締役（うち社外取締役2名）で構成し、原則として月1回、また必要に応じて適宜開催し、取締役会規則に則り法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員の業務執行を監督している。

当社管理部署は各子会社の業務について指導、監督を行い、その状況を適宜総括責任者に報告、協議している。また、子会社は重要な経営事項の意思決定にあたっては当社に承認を得るとともに、決算、業務内容を当社重要会議に報告している。

関係会社社長が出席する会議を年1回開催しており、当社グループの経営課題について意見交換と情報共有を行っている。

内部監査部門である監査部は、法令、定款及び社内規程等の遵守状況について監査を行っている。監査状況については、代表取締役に報告を行うとともに、監査役にも適宜報告している。

②コンプライアンスを確保するための体制

当事業年度においてコンプライアンス推進委員会を2回開催し、その活動状況を取締役に報告するとともに、同委員会を通じコンプライアンスに関する研修等を行うことにより、コンプライアンスの理解を深め、コンプライアンス遵守の推進を行っている。

具体的には、当社の社員を対象としたコンプライアンス教育、反社会的勢力の排除、インサイダー取引規制に関する規程の整備、グループ税務方針の策定等が必要に応じて行っている。

なお、平成29年2月に発覚した当社子会社であるセントラル硝子販売株式会社元社員による不正行為につき、コンプライアンス教育及び業務プロセスの見直しを含む内部統制体制の強化等の再発防止策を策定し、その実行に取り組んでいる。

③リスク管理に関する体制

当事業年度において各種委員会を適宜開催し、各専門テーマに関する審議、調査、指導、啓蒙活動を行い、その活動状況を取締役に報告している。また、各事業部門及び管理部門は、子会社を含めたそれぞれの部門に応じたリスクの管理を行っている。

また、営業秘密・重要文書等の情報資産の適切な保護と管理のため、「営業秘密管理規程」、「営業秘密管理基準」、「文書保存管理規程」等を整備している。

④取締役の職務の執行に関する体制

執行役員制度を導入し、取締役の監督機能と執行役員の業務執行機能を明確化すると同時に、定期的に開催する取締役会で、執行役員等から業務執行に関する報告を受けることとし、業務執行の監督体制を整備、充実している。

当事業年度において取締役会を12回開催し、法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役及び社長をはじめとする執行役員の業務執行を監督している。

⑤監査役の職務の執行に関する体制

当事業年度において監査役会を14回開催し、監査に関する重要な事項について協議・決議している。

取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び執行役員の職務執行状況を監査するとともに、各事業場及び子会社等の業務遂行状況に関する監査を行っている。

代表取締役と定期的に会合を開き、経営上及び監査上の重要な課題等について意見交換を行っている。

監査部、会計監査人と定期的に意見交換を行い、相互の連携を図っている。

⑤ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分にあたりましては、企業体質の強化をはかるため、研究開発や設備投資など将来の事業展開のための内部留保の充実を考慮しつつ、長期的視点に立って業績に見合った安定的な配当を行うことを基本方針といたしております。

株主への利益還元につきましては、配当及び自己株式取得の合計額の連結利益に対する比率（株主総還元性向）の30%以上の継続を目標といたします。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき25円とさせていただきます。なお当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。当社は株式併合前の平成29年9月30日を基準日として1株当たり5円の間配当金をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は、株式併合後に換算しますと中間配当金25円と合わせ、1株につき50円となります。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	127,131	流動負債	71,610
現金及び預金	22,673	支払手形及び買掛金	22,333
受取手形及び売掛金	51,155	短期借入金	23,792
商品及び製品	25,353	未払費用	9,308
仕掛品	4,932	未払法人税等	2,076
原材料及び貯蔵品	15,975	繰延税金負債	132
繰延税金資産	1,333	賞与引当金	1,480
その他	6,376	その他	12,486
貸倒引当金	△ 669		
固定資産	190,745	固定負債	70,637
有形固定資産	122,150	社 債	30,400
建物及び構築物	106,112	長期借入金	16,836
減価償却累計額	△ 75,420	繰延税金負債	6,839
建物及び構築物 (純額)	30,692	役員退職慰労引当金	12
機械装置及び運搬具	247,445	特別修繕引当金	5,729
減価償却累計額	△ 201,677	事業構造改善引当金	3,108
機械装置及び運搬具 (純額)	45,768	環境対策引当金	15
土 地	26,664	退職給付に係る負債	7,650
建設仮勘定	15,511	その他	44
その他	28,271	負債合計	142,248
減価償却累計額	△ 24,757	純 資 産 の 部	
その他 (純額)	3,513	株主資本	144,141
無形固定資産	1,519	資本金	18,168
その他	1,519	資本剰余金	8,109
投資その他の資産	67,075	利益剰余金	124,255
投資有価証券	60,994	自己株式	△ 6,392
長期貸付金	121	その他の包括利益累計額	28,072
退職給付に係る資産	2,831	その他有価証券評価差額金	27,282
繰延税金資産	895	繰延ヘッジ損益	37
その他	2,504	為替換算調整勘定	489
貸倒引当金	△ 272	退職給付に係る調整累計額	263
		非支配株主持分	3,414
		純 資 産 合 計	175,628
資 産 合 計	317,877	負債純資産合計	317,877

連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		227,810
売上原価		185,296
売上総利益		42,513
販売費及び一般管理費		36,473
営業利益		6,039
営業外収益		
受取利息	72	
受取配当金	1,313	
持分法による投資利益	426	
受取賃貸料	450	
貯蔵品売却益	660	
その他	672	3,596
営業外費用		
支払利息	695	
為替差損	508	
固定資産廃棄損	723	
貸倒引当金繰入額	548	
その他	832	3,309
経常利益		6,327
特別利益		
投資有価証券売却益	2,379	
事業構造改善引当金戻入額	286	2,666
特別損失		
固定資産売却損	37	
減損損失	206	
投資有価証券売却損	286	
投資有価証券評価損	68	
事業構造改善費用	2,140	2,740
税金等調整前当期純利益		6,252
法人税、住民税及び事業税	3,072	
法人税等調整額	△ 187	2,884
当期純利益		3,367
非支配株主に帰属する当期純利益		387
親会社株主に帰属する当期純利益		2,980

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,168	8,117	123,309	△ 5,383	144,211
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 2,034		△ 2,034
親会社株主に帰属する当期純利益			2,980		2,980
自 己 株 式 の 取 得				△ 1,008	△ 1,008
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 7			△ 7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 7	946	△ 1,008	△ 70
当 期 末 残 高	18,168	8,109	124,255	△ 6,392	144,141

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	25,363	4	152	289	25,809	2,929	172,950
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 2,034
親会社株主に帰属する当期純利益							2,980
自 己 株 式 の 取 得							△ 1,008
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△ 7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,919	32	337	△ 25	2,263	484	2,748
当 期 変 動 額 合 計	1,919	32	337	△ 25	2,263	484	2,677
当 期 末 残 高	27,282	37	489	263	28,072	3,414	175,628

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	77,477	流動負債	43,873
現金及び預金	14,127	支払手形	1,888
受取手形	1,951	買掛金	7,716
売掛金	27,201	短期借入金	19,900
商品及び製品	14,018	未払金	3,962
仕掛品	1,171	未払費用	5,625
原材料及び貯蔵品	6,940	未払法人税等	1,554
前払費用	124	預り金	1,679
繰延税金資産	781	賞与引当金	774
短期貸付金	7,539	その他	770
未収入金	3,140	固定負債	68,489
その他	532	社 債	30,400
貸倒引当金	△ 51	長期借入金	16,496
固定資産	195,073	繰延税金負債	7,301
有形固定資産	75,732	退職給付引当金	6,681
建 物	58,660	役員退職慰労引当金	9
減価償却累計額	△ 42,740	特別修繕引当金	5,398
建物（純額）	15,919	事業構造改善引当金	2,183
構築物	19,385	環境対策引当金	15
減価償却累計額	△ 14,100	その他	3
構築物（純額）	5,285		
機械及び装置	155,779	負 債 合 計	112,363
減価償却累計額	△ 132,609	純 資 産 の 部	
機械及び装置（純額）	23,170	株主資本	133,067
車両運搬具	712	資本金	18,168
減価償却累計額	△ 647	資本剰余金	8,075
車両運搬具（純額）	64	資本準備金	8,075
工具、器具及び備品	18,704	利益剰余金	113,182
減価償却累計額	△ 16,267	利益準備金	2,430
工具、器具及び備品（純額）	2,436	その他利益剰余金	110,752
土 地	24,522	特別償却積立金	52
建設仮勘定	4,333	固定資産圧縮積立金	972
無形固定資産	916	別途積立金	62,850
ソフトウェア	857	繰越利益剰余金	46,876
その他	59	自己株式	△ 6,358
投資その他の資産	118,425	評価・換算差額等	27,120
投資有価証券	52,273	その他有価証券評価差額金	27,083
関係会社株式	60,192	繰延ヘッジ損益	37
長期貸付金	2,168	純 資 産 合 計	160,188
長期前払費用	415	負 債 純 資 産 合 計	272,551
その他	3,485		
貸倒引当金	△ 109		
資 産 合 計	272,551		

損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		93,551
売上原価		70,907
売上総利益		22,644
販売費及び一般管理費		16,190
営業利益		6,454
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,756	
その他	1,858	3,614
営業外費用		
支払利息	347	
その他	1,377	1,725
経常利益		8,344
特別利益		
投資有価証券売却益	2,278	
関係会社株式売却益	179	
事業構造改善引当金戻入額	286	2,744
特別損失		
固定資産売却損	21	
減損損失	206	
投資有価証券売却損	0	
関係会社株式売却損	75	
事業構造改善費用	280	584
税引前当期純利益		10,504
法人税、住民税及び事業税	2,520	
法人税等調整額	67	2,587
当期純利益		7,917

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	利 益 剰 余 金								自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 金	資 本 金	利 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計		
	資 本 金	資 本 金	利 益 金	特 別 償 却 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	18,168	8,075	2,430	11	926	62,850	41,082	107,300	△ 5,349	128,195	
当 期 変 動 額											
特別償却積立金の積立				45			△ 45	－		－	
特別償却積立金の取崩				△ 4			4	－		－	
固定資産圧縮積立金の積立					82		△ 82	－		－	
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 36		36	－		－	
剰 余 金 の 配 当							△ 2,036	△ 2,036		△ 2,036	
当 期 純 利 益							7,917	7,917		7,917	
自 己 株 式 の 取 得									△ 1,008	△ 1,008	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	41	46	－	5,793	5,881	△ 1,008	4,872	
当 期 末 残 高	18,168	8,075	2,430	52	972	62,850	46,876	113,182	△ 6,358	133,067	

	評価・換算差額等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	25,218	4	25,222	153,417
当 期 変 動 額				
特別償却積立金の積立				－
特別償却積立金の取崩				－
固定資産圧縮積立金の積立				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰 余 金 の 配 当				△ 2,036
当 期 純 利 益				7,917
自 己 株 式 の 取 得				△ 1,008
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,865	32	1,897	1,897
当 期 変 動 額 合 計	1,865	32	1,897	6,770
当 期 末 残 高	27,083	37	27,120	160,188

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 原田 一雄 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三井 智宇 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セントラル硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 原田 一雄 ㊟
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三井 智宇 ㊟
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セントラル硝子株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、平成29年2月に発覚した子会社であるセントラル硝子販売株式会社社員による不正行為（横領）への対応については、当社として再発防止策の策定・実行を行い、また、経営トップがコンプライアンス遵守・リスク管理の重要性に関して最も重要な経営方針のひとつと位置づけ、周知徹底に努めております。当監査役会は、本件を厳粛に受け止め、再発防止に向けて法令遵守のさらなる徹底に努めていることを確認しており、今後も会社の対応状況を注視してまいります。

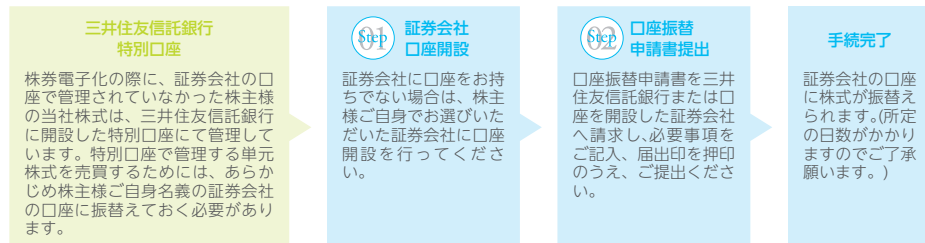
平成30年5月23日

セントラル硝子株式会社 監査役会

常勤監査役 大野 勝 則 ㊟
 常勤監査役 西村 泰 信 ㊟
 社外監査役 井出 義 男 ㊟
 社外監査役 岡田 照 美 ㊟
 社外監査役 菊池 謙 ㊟

以上

■ 特別口座をご利用の株主様へ（特別口座からの振替のご案内）



■ 単元株式数の変更と株式併合について

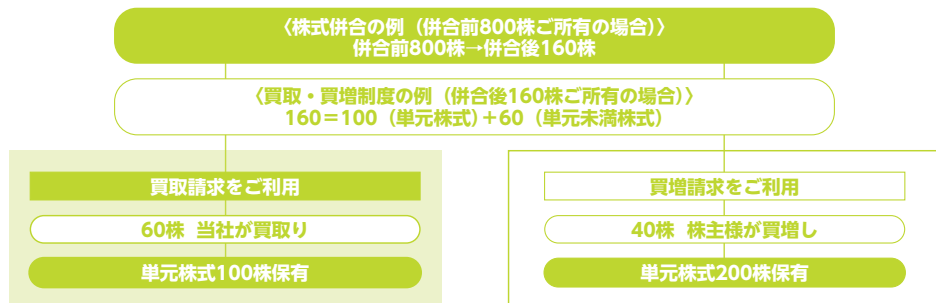
平成29年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更し、また、5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。その結果、株主様のご所有株式数は5分の1となっておりますが、株式1株あたりの資産価値は5倍になっておりますので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は資産価値に変動はありません。

また、第104期末配当金につきましては、株式併合の割合を考慮し、1株あたり25円（併合を考慮しない場合は1株あたり5円）とさせていただきます。

■ 単元未満株式の買取・買増制度のご案内

単元未満株式（1～99株）を市場で売買することはできませんので「[単元未満株式買取制度](#)」及び「[単元未満株式買増制度](#)」をご利用ください。

買取請求	株主様が、ご所有の単元未満株式を当社に対し、買い取るよう請求する。	買増請求	株主様が、ご所有の単元未満株式を単元株式（100株）にするため、当社に対し株式を売り渡すよう請求する。
-------------	-----------------------------------	-------------	---



買取・買増請求のお手続きの窓口はこちらです。

証券会社の口座に記録された株式	お取引の証券会社へご連絡いただき、買取・買増請求の取次ぎ手続きを行ってください。	お取引の証券会社へ
特別口座に記録された株式	特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にご連絡いただき、買取・買増請求の取次ぎ手続きを行ってください。	三井住友信託銀行株式会社へ

■ 銀行口座等への振込手続きのご案内

配当金を銀行等の預金口座へ入金する手続きをしていただきますと、**配当金支払開始日に株主様ご指定の口座に振り込まれ、迅速かつ安全・確実に配当金をお受け取りいただくことができます。**

この機会にご検討くださいますようお願いいたします。

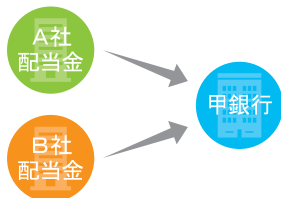
※ 少額投資非課税口座（NISA口座）を開設し、配当金について非課税の適用を受けるためには、株式数比例配分方式をご選択する必要があります。

振込手続きの方式（次の3種類からお選びください。）

◎証券会社の口座で株式を保有されている株主様は、お取引の証券会社でお手続きをしてください。

① 登録配当金受領口座方式

ご所有のすべての株式等の配当金を**ご指定の一つの銀行等の預金口座**で受領する方式です。

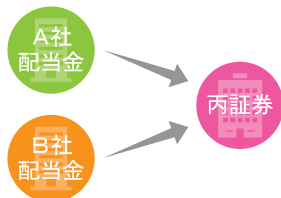


ご留意事項

- 振込先口座に「ゆうちょ銀行」の口座をご指定することはできません。

② 株式数比例配分方式

ご所有のすべての株式等の配当金を**証券会社の口座を通して受領**する方式です。

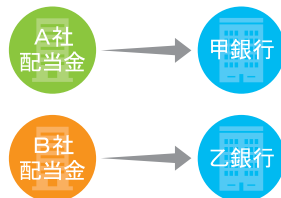


ご留意事項

- 少額投資非課税口座（NISA口座）を開設し、配当金について非課税の適用を受けるためには、株式数比例配分方式をご選択する必要があります。

③ 個別銘柄指定方式

ご所有の**銘柄ごとに指定した銀行等の預金口座**で配当金を受領する方式です。



ご留意事項

- 振込先口座に「ゆうちょ銀行」の口座をご指定することができない銘柄もありますので、下記お問い合わせ先にご確認ください。

※ **特別口座とは**、株券電子化実施時（平成21年1月）に株券を証券会社に預託していなかった株主様、又は、単元未満登録株式をご所有されていた株主様の権利を保全するために、発行会社の申出により株主様名義で開設した口座です。なお、特別口座をお持ちの株主様で、株式数比例配分方式による手続きをする場合には、事前に特別口座の株式を証券会社の一般口座に振替える必要があります。

なお、証券会社で開設する「**特定口座**」とは異なりますので、ご注意ください。

● お問い合わせ先

証券会社の口座で株式を保有されている株主様 → 証券会社

【それ以外の株主様】 三井住友信託銀行 証券代行部
フリーダイヤル 0120-782-031（受付時間：平日9:00～17:00）
（郵便物送付先）：〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

株式に関する『マイナンバー制度』のご案内

マイナンバー制度（*）とは、国民一人ひとりにマイナンバーを配布し、その番号によって複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるための新しい社会基礎です。

（*）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）

マイナンバーの保護措置・利用範囲・ご提供について

- マイナンバーの取扱いには、法律により厳格な保護措置が設けられています。
- マイナンバーの利用範囲は、社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。
- マイナンバーは、社会保障や税に関する事務に限定して、ご提供をお願いする事ができます。

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きが必要となります。
このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届いただく必要がございます。

株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

主な支払調書

- * 配当金に関する支払調書
- * 単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先

- 証券口座にて株式を管理されている株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
- 証券会社とのお取引がない株主様
下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行部
フリーダイヤル 0120-782-031

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会の議決権：毎年3月31日 期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
公告方法	電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話0120-782-031 (フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。

- 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- 未払配当金の支払について
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。



 **セントラル硝子株式会社**

東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1
<http://www.cgco.co.jp/>



この報告書は、FSC 認証紙と、環境に優しい植物油インキを使用して印刷しています